

写

26福保健感第870号
平成26年12月26日

厚生労働省健康局長
新村和哉様

東京都福祉保健局長
梶原洋

今後の蚊媒介感染症対策に関する緊急提案

平素より、都の保健医療施策の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、本年夏以降、都内で発生したデング熱国内感染事例を検証し、今後の蚊媒介感染症対策に反映させるため、東京都蚊媒介感染症対策会議を設置し検討を進めてきましたが、この度、報告書が取りまとめられました。

本報告では、今後の都や関係機関等が取り組むべき対策の方向性が示されるとともに、全国的な対応が必要なものについては国の積極的な取り組みを求めべきとされています。

都は、本報告を踏まえ対策に取り組んでまいります。国においても早急に対策を講じるよう下記のとおり緊急提案します。

記

- 1 医療機関においてデング熱の検査、診断を行うため、迅速診断キットの承認及び保険適用を行うこと
- 2 海外帰国者や渡航者に対し、国内で発症後に蚊に刺されないことへの注意喚起など適切な情報提供を行うこと
- 3 全国で統一したウイルスの遺伝子解析等の検査が行えるよう、マニュアルを策定すること
- 4 蚊が媒介する感染症は感染が拡がるリスクとしてヒトと蚊の両方が関わるが、感染症の発生リスクの高い場所に重点的に対策を実施するなど効果的に対策を行うため、リスクを評価する具体的な基準を策定すること
- 5 薬剤散布に当たっては、生態系への影響が懸念されることから、その影響調査を行うこと
- 6 予防ワクチンや蚊の駆除の効果的な実施方法など研究開発を推進すること